

埼玉県中小企業制度融資

【新型コロナウイルス対応負担軽減型】

経営安定資金

(災害復旧:セーフティネット保証4号、危機関連保証対応)

<対 象>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、売上高等が前年同期に比べて 15%以上※1減少している事業者

<融資条件>

融 資 利 率 年 0.5%以内

(令和2年4月1日から1.0%→0.5%へ引き下げました)

融資限度額 最大 1億6,000万円

(十分な資金ニーズに対応できるようにしました)

融 資 期 間 最大 10年間 (うち据置最大 5年間※2)

(返済負担を緩和するため融資期間・据置期間を延ばしました)

そ の 他

資 金 使 途 経営の安定に必要な運転資金など

信用保証料 年0.80%以内

保 証 人 個人事業主 原則として不要

法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要

担 保 金融機関・保証協会との協議による

※1 危機関連保証：15% セーフティネット保証4号：20%

※2 危機関連保証：2年 セーフティネット保証4号：5年

融資対象者の主な要件

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、①②の両方に該当し、市町村長の認定を受けた事業者。
①最近1か月の売上高等が前年同月と比較して15%又は20%^{*1}以上減少している。
②最近1か月とその後の2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して15%又は20%^{*1}以上減少する見込みである。
※1 セーフティネット保証4号の場合 20% 危機関連保証の場合 15%
※2 売上減少要件には緩和措置が設けられています。詳しくは各市町村にお問い合わせください。
- 2 信用保証対象業種を営んでいる。
一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、原則として農林漁業、金融業、学校法人、宗教法人等は対象となりません。
- 3 埼玉県内に事業所を有し、事業を営んでいる。
- 4 事業税等を滞納していない。ほか

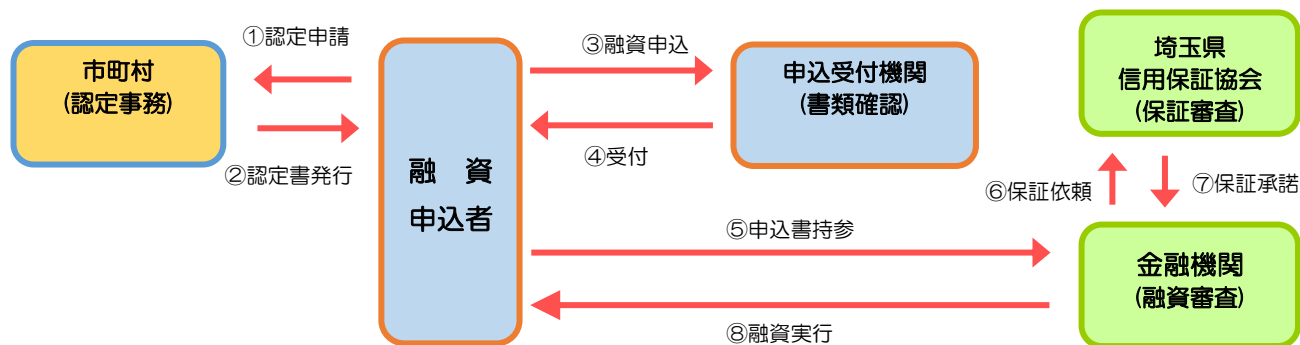
主な必要書類

- 埼玉県中小企業制度融資申込書 ○事業税の納税証明書 ○確定申告書の写し
 - 金融機関必要書類 ○保証協会必要書類
 - セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定書
- (必要書類の詳細は、融資申込受付機関にお問い合わせください。)

手続きの流れ

融資のご利用(申込み)にあたっては、

- 事前に融資申込受付機関(商工会議所・商工会等)あて、ご利用可能な融資メニューや手続等について、ご確認(ご相談)ください。なお、手続きをスムーズに進めるため、事前に取り扱金融機関(お取引のある金融機関)あて融資利用の相談をされることをお勧めします。
- 融資申込前に事業所所在地の市町村でセーフティネット保証4号または危機関連保証の取得に必要な売上減少の認定を受けてください。必要な確認資料等については、各市町村へお問い合わせください。



ご注意

融資の利用に必要な認定書の取得は、融資が確実に実行されることをお約束するものではありません。融資については、取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合がございます。

融資申込先(申込受付機関)

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会へ)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫
の、原則県内に所在する本支店

〔日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、
労働金庫では取り扱いができません。〕

埼玉県産業労働部金融課
048-830-3801・3803

